

障害のある方の社会参加について

1 パーキングパーミット制度について

（１）制度の概要

- 2006 年度に佐賀県が初めて導入した**任意制度**。
- 障害のある方など歩行が困難な方に対して利用証を交付すること
で、**障害者等用駐車区画利用対象者の明確化と駐車区画の適正利用を
図る**ことを目的としたもの。
- 制度を導入している自治体間で相互利用協定を締結することで、**居
住地域以外の障害者等用駐車区画を利用することが可能**。

（２）本県におけるこれまでの検討状況

- 制度導入に関する調査を実施（調査の概要は参考資料を参照）

実施期間	2008 年度～2013 年度
調査対象	障害者団体、ショッピングモール、市町村、一般県民及 び障害当事者
調査内容	制度の導入への考え・協力の可否、制度導入による問 題点、利用対象とすべき範囲 等
調査結果	民間の駐車協力施設の確保が困難なことや、法的拘束 力がなく実効性に懸念がある、モラルの問題であり意 識啓発を行っていくべきなどの課題がみられた。

<制度のメリット・デメリット>

メリット	デメリット
・利用対象者の明確化 ・障害者等用駐車区画の不適正 利用が一定程度減少	・利用証の不適正利用 ・法的拘束力（強制力）がない ・仕組みの創設・運用に要するコスト ・都市部における駐車スペースの確保 が困難

- 調査結果及び制度のメリット・デメリットを踏まえ、導入については
引き続き検討していくこととした。
- 2023 年 3 月から、**障害者等用駐車区画の適正利用の推進を図るための
普及啓発（啓発用ポスター・ウェブページの作成等）を実施**。

（３）他府県の導入状況

導 入：44 府県（全ての府県の自治体で相互利用可能）

未導入：北海道、東京都、**愛知県**

- 大半の府県で制度が導入されている現状を踏まえ、主要府県等の状況
を調査
調 査 期 間：令和 6 年 1 2 月から令和 7 年 2 月
調査対象府県：埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、静岡県、三重県、
大阪府、兵庫県、福岡県、佐賀県
主な調査内容：制度の現状、問題点

2 障害のある方の運転免許取得支援について

（１）目的

- １人でも多くの障害のある方が運転免許を取得することができるよう、指定自動車教習所の現状を把握し、教習環境の向上に向けた調査並びに対応可能な教習所を増やすことができる方策を研究することで、障害のある方の自立した日常生活や社会生活の実現に資する。

（２）指定自動車教習所（48 か所）への書面調査

ア 調査期間

令和6年9月26日から同年10月10日

イ 主な調査内容

- ・身体障害者のための教習の実施の有無
- ・運転補助装置*付き車両の台数・装備
- ・障害のある方の入校者数（障害別）

ウ 主な調査結果

- 身体障害者のための自動車教習を行っている（21校）
 - ・令和5年度の相談・入校件数：平均5件
 - ・運転補助装置付き車両は基本1台、多くても2台。取り外し可能な装置（ハンドル旋回ノブ等）の場合もある。
- 身体障害者のための自動車教習を行っていない（27校）
 - 主な理由：教習所の規模や構造上適していないこと（スロープの未設置等）、人員不足、予算上の問題

※＜参考＞運転補助装置

- ・オートスピーコン
手元のレバーでアクセル・ブレーキを操作する装置
- ・ＡＰドライブ
手動レバーの前後操作でアクセル・ブレーキをコントロールする装置
- ・ステアリンググリップ
片手でハンドルの旋回を可能にする装置
- ・左アクセル 等

（３）指定自動車教習所（６か所）への訪問調査

ア 調査期間

令和6年11月14日から令和7年1月22日

イ 調査対象

障害者教習実施3校、障害者教習未実施3校
（名古屋、尾張、三河地区で各1校）

ウ 主な調査内容

- ・運転補助装置付き車両の確認、対応する指導員の状況
- ・教習所内のバリアフリー化の状況

エ 主な調査結果

- ・「障害者教習未実施」の教習所でも、教習車に運転補助装置が不要な場合には、入校を受け付けている事例あり
- ・運転補助装置は、アクセル・ブレーキの延長器具などの同じ用途のものでも、固定式のものもあれば、取り外して他車に設置できるものもある。
- ・教習にあたっては、過去に障害者教習の経験がある教員を担当に定めたり、移動負担が少ない教室への変更、学科教習・試験を個別にフォローしたりするなど、障害者に寄り添った対応が行われている。

（４）今後の予定

- ・自動車等製造メーカーへの訪問調査を実施
- ・指定自動車教習所協会や県警等関係機関へ調査結果を提供